様式第2号(第5条関係)

(表)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第　　　　号 | | | | |
|  | 粕屋町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例第17条の規定による証明書 |  | | |
| 職名  氏名  生年月日  　　　　　年　　月　　日発行 | | |  |  |
| 福岡県糟屋郡粕屋町長 | | | | |
| 13.8 |
| センチメートル |
|  | | | | |
|  | 9.7センチメートル | | | | |

(裏)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | この証明書を携帯する者は、粕屋町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例により命令、質問又は立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。 | | |
|  | 粕屋町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例抜すい |  |
| 第14条　町長又は町長の委任を受けた職員は、第11条の規定に違反した者に対し、期限を示して、その使用済みの特定容器を回収容器に投入し、又は自己の所持の下に置くべきことを命ずることができる。  (報告の徴収等)  第15条　(第1項　略)  2　町長又は町長の委任を受けた職員は、前条の規定の施行に必要な限度において、関係人に対し、その使用済みの特定容器の処理方法等に関し、必要な質問をすることができる。 | | |
| (立入調査)  第16条　町長は、第13条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事務所又は事業場の土地又は建物に立ち入り、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し必要な調査をさせることができる。  2　前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  (身分証明書の携帯等)  第17条　第14条、第15条第2項又は前条第1項の規定により、命令、質問又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 | | |